

松江市告示第 509 号

松江市官民境界確認事務取扱要綱（平成 19 年松江市告示第 271 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 3 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、<u> </u>市が路線の認定を行い管理している道路及び松江市普通河川道路管理条例(平成17年松江市条例第322号)に定める普通河川道路(以下「道路等」という。)における<u>官民</u>境界確認事務に関し、<u> </u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(確認事務の範囲)</p> <p>第2条 <u>官民</u>境界確認事務は、道路等に隣接する土地所有者から申請があった場合又は市長が必要と認める場合において、この要綱に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(確認の申請)</p> <p>第3条 <u>官民</u>境界確認の申請ができる者は、申請地の登記<u>記録</u>上の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において市長が認めたときは、<u>当該各号に定める</u>者が申請を行うことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき<u>松江市</u>が路線の認定を行い管理している道路及び松江市普通河川道路管理条例(平成17年松江市条例第322号)に定める普通河川道路(以下「道路等」という。)における<u> </u>境界確認事務に関し、<u> </u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(確認事務の範囲)</p> <p>第2条 <u> </u>境界確認事務は、道路等に隣接する土地所有者から申請があった場合又は市長が必要と認める場合において、この要綱に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(確認の申請)</p> <p>第3条 <u> </u>境界確認の申請ができる者は、申請地の登記<u>簿</u>上の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において市長が認めたときは、<u>その</u><u> </u>者が申請を行うことができる。</p>

し、申請箇所及びその隣接地全部を転写したものに申請箇所を朱書きで表示すること。この場合において

_____、申請地が公図と公図にまたがるときは、両方の公図の写しを添付し、合成図を作成すること。

(4) 土地登記事項要約書 申請地、隣接地、対側地その他官民境界確認に係る土地全てについて添付_____すること。

(5) 地積測量図 申請地、隣接地、対側地その他官民境界確認に係る土地の法務局備付けの地積測量図を添付すること。

(6) 実測平面図・横断面図 縮尺は、おおよそ100分の1から500分の1までとし、周辺の地形及び地上物件を記入した図面に申請箇所の現況を表示し、申請者の主張する境界線を朱書きで表示するとともに、次に掲げる事項を記入し、記名押印すること。

ア 字名及び地番(申請地、隣接地及び対側地)、地目、市道路線名、求積図、求積表、縮尺、方位及び境界標の種別(コンクリート杭、金属プレート等)

イ 作成者の資格(職)、氏名、測量年月日及び作成年月日_____

(7) 写真 申請地を含む一帯の写真に申請箇所を朱枠で表示し、_____案

し、申請箇所及びその隣接地全部を転写したものに申請箇所を朱書きで表示する_____。また、公図番号及び字名・公図の転写年月日を記入し、転写者が記名押印すること。なお_____、申請地が公図と公図にまたがるときは、両方の公図の写しを添付すること_____。

(4) 土地登記事項要約書 申請地・隣接地・対側地その他官民境界確認に係る土地全てについて添付し、その交付年月日及び受取者が記名押印すること。

(5) 地積測量図 申請地及び隣接地等_____官民境界確認に係る土地の法務局備付_____地積測量図を添付すること。

(6) 実測平面図・横断面図 縮尺は、おおよそ100分の1から500分の1_____とし、周辺の地形及び地上物件を記入した図面に申請箇所の現況を表示し、申請者の主張する境界線を朱線で表示するとともに、次に掲げる事項を記入し署名押印すること。この場合において、本図は第7条(確認図)の確認図を兼ねることができる。ただし、市長が認める場合には、確認書の締結までに提出しなければならない。

ア 字名及び地番(申請地・隣接地・対側地)・_____求積図・求積表・縮尺・方位・境界標の明示(コンクリート杭、金属プレート等)

イ 作成者の資格(職)_____氏名・測量年月日・作成年月日を明記し押印する。

(7) 写真 申請地を含む一帯の写真に申請箇所を朱枠で表示すること。また、案

内図又は実測平面図に撮影方向を明記すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(現地立会)

第5条 現地立会は、原則として申請者(その代理人を含む。)及び隣接地等(幅員がおおむね4m未満の道路に隣接する申請地にあつては、対側地を含む。)の土地所有者により行うものとする。この場合において、隣接地等の土地所有者が同日立会できない場合_____は、申請者は、その者と事前に立会し、隣接地との境界を明示しておかなければならない。

2 _____市と申請者が立会により相互間の官民境界を確認し、第7条の規定による確認図を作成するとともに、申請者は、申請地に境界標(コンクリート杭、金属プレート等)を設置するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、第6条に規定する官民境界確認書を取り交わした後に境界標を設置することができる。

3 申請地に境界標を設置できない場合において、申請者は、原則として官民境界を座標により管理し、申請地に境界が復元できるようにしておかなければならない。

(官民境界確認書)

第6条 _____市と申請者は、官民境界を確認した後に、_____官民境界確認書(様式第3号)を取り交わすものとする。

2 登記記録上の土地所有者と異なる者と官民境界確認書を取り交わす必要がある場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければなら

内図又は実測平面図に撮影方向を明記すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料。

(現地立会)

第5条 現地立会は、原則として申請者(その代理人を含む。)及び隣接地等(_____おおむね4m未満の道路に隣接する申請地にあつては、対側地を含む。)の土地所有者により行うものとする。なお_____、隣接地等の土地所有者が同日立会できない場合においては、申請者は、その者と事前に立会し、隣接地との境界を明示しておかなければならない。

2 松江市と申請者が立会により相互間の官民境界を確認し、_____確認図を作成した後_____、申請者は、申請地に境界標(コンクリート杭、金属プレート等)を設置するものとする。

3 申請地に境界標が設置できない場合においては、_____原則として_____座標により管理し、申請地に境界が復元できるようにしておかなければならない。

(官民境界確認書)

第6条 松江市と申請者が官民境界を確認した後に、申請地の登記簿上の土地所有者と市長は、官民境界確認書(様式第3号)を取り交わすものとする。

2 登記簿上の土地所有者と異なる者と官民境界確認書を取り交わす必要がある場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければなら

ない。

- (1) 申請者の現住所が登記記録上 _____
_____の住所と異なっている場合 住所
異動を確認できる書類(住民票、商業
登記事項証明書等)を添付すること。
- (2) 登記記録上の土地所有者が死亡して
いる場合 相続を確認できる書類(戸籍
謄本等)及び申請者の住民票を添付する
こと。この場合において、相続人が複数
である場合には、原則として連名で官民
境界確認書を取り交わすものとする。
- (3) 登記記録上の土地所有者が未成年者
_____の場合 法定代理人であることを証
する書類(戸籍謄本等)を添付する _____
こと。
- (4) 登記記録上の土地所有者以外の者が
所有権を取得している場合 売買契約
書、土地売渡承諾書その他の所有権を証
する書類を添付すること。

(確認図)

第7条 申請者は、官民境界を確認した後、速
やかに交付希望部数に1を加えた数の
確認図を _____作成しなければならない。

2 申請者は、前項の確認図の作成に当たっ
ては、次 _____に掲げる事項に留意して作
成しなければならない。

- (1) 確認図は、第4条第6号の規定により
作成された実測平面図及び横断面図に、
光波測量により座標求積した基準点、各
測点(各境界点)の座標値を記入し、申請
地に境界の復元が可能なものと
_____ 申請
地に境界の復元が可能な確認図を作成
_____ すること。
この場合において、確認図が
2葉以上にわたる場合は、割印をするこ
と。

ない。

- (1) 申請者の現住所が土地登記簿謄本
記載の住所と異なっている場合 住所
異動の確認ができる書面(住民票、商業
登記簿謄本 _____等)を添付すること。
- (2) 登記簿 _____上の _____所有者が死亡して
いる場合 相続を確認できる書面(戸籍
謄本等) _____を添付する
こと。 _____相続人が複数
である場合には、原則として連名で取り
交わすこと _____。
- (3) 登記簿 _____上の _____所有者が未成年者
等の場合 法定代理人であることを証
する書面 _____を添付させるこ
_____ と。

(確認図)

第7条 申請者は、官民境界を確認した後、速
やかに、官民境界確認書を取り交す際に
確認図を2部作成しなければならない。

2 _____前項の確認図の作成にあたっ
ては、次の各号に掲げる事項に留意して作
成しなければならない。

- (1) _____

_____ 申請
地に境界の復元が可能な確認図を作成
_____ すること。

ア 光波測量により座標求積した場合

(2) 道路等と申請地の境界線は、朱線で表示し、点間距離を明記すること。

(3) 申請地と隣接する土地の境界線及び境界点を表示すること。

(隣接同意)

第8条 官民境界確認書には、申請地に隣接する土地所有者の同意書(様式第4号)を添付しなければならない。

2 前項の土地所有者の同意書には、確認図と同じ図面を添付し、隣接地所有者が自筆で同意する土地の所在、住所及び氏名を記入の上、押印するとともに、同意書と確認図を割印しなければならない。

3 登記を目的とする官民境界確認申請において、隣接の筆界確認書及び印鑑証明書の写しを徴収した場合は、第1項に規定する同意書に代えることができる。

4 第1項に規定する同意書のほか、_____申請地の対側地の土地所有者の同意書を添付するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

には、各測点ごとの座標値を記入すること。

イ 平板測量により三斜求積した場合には、各測点を最寄りの恒久的地物(電柱類、マンホール等)2点以上から計測し、平面図に記入すること。

(2) 確認図には、第4条第6号により作成された実測平面図・横断面図を必ず記入し、2葉以上にわたる場合は割印をすること。

(3) 道路等と申請地の境界線は、朱線で表示し、点間距離を明記すること。

(4) 申請地と隣接する土地の境界線及び境界点を表示すること。

(隣接同意)

第8条 官民境界確認書には、申請地に隣接する土地所有者の同意書(様式第4号)を添付しなければならない。

2 前項の土地所有者の同意書には、確認図と同じ図面を添付し、隣接土地所有者が自筆で同意する土地の所在、住所及び氏名を記入の上、押印するものとし、同意書と確認図を割印しなければならない。

3 第1項に規定する同意書のほか、必要に応じて申請地の対側地の土地所有者の同意書を添付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 以前に官民境界確認書を取り交わし、申請地に当時の境界標が残されており、土地所有者が同一人で生存している

(申請書の返却)

第9条 申請書の返却は、申請者による取下げの申出があった場合に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が申請者に対し、申請書を返却するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 申請者に対して確認の合意前に提出を求めた図書等を相当期間経過後(おおむね3か月連絡がない場合)も提出しない場合

(8) 官民境界確認申請書の提出後、3年経過後も官民境界確認書を提出しない場合

(事務の代理)

第10条 行政書士等が申請者に代わって事務の全部又は一部を代理する場合には、委任範囲を明確にした委任状を提出することにより、委任状に記載の事務を行うことができるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、道路

場合

(2) 対側地に側溝等工作物が設置され、法務局備付地積測量図・不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の地図・その他の地図等による幅員が確保できない場合

(筆界確認書)

第9条 国又は地方公共団体が行う事業により境界確認を行う場合には、筆界確認書に公印を押印することにより第8条の(隣接同意)に代えることができる。ただし、隣接する土地所有者の同意書の写し及び現地立会の成果物を納めなければならない。

(申請書の返却)

第10条 申請書の返却は、申請者による取り下げの申立てがあった場合に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が申請者に対し、申請書を返却するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 申請者に対して確認の合意前に提出を求めた図書等を相当期間経過後(おおむね3ヶ月連絡がない場合)も提出しない場合

(8) 官民境界線について確認の合意後、3年経過後も官民境界確認書を提出しない場合

(事務の代理)

第11条 行政書士等が申請者に代わって事務の全部又は一部を代理する場合には、委任範囲を明確にした委任状を提出するものとし、委任状に記載の事務を行うことができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、道路

等の官民境界確認に必要な事項については、市長が別に定める。

様式第1号(第3条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第4条関係) 別紙のとおり

様式第3号(第6条関係) 別紙のとおり

様式第4号(第8条関係) 別紙のとおり

等の官民境界確認に必要な事項については、市長が___定める。

様式第1号(第3条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第4条関係) 別紙のとおり

様式第3号(第6条関係) 別紙のとおり

様式第4号(第8条関係) 別紙のとおり

【改正後】

様式第1号（第3条関係）

委任状

私所有の土地に関しては、_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

年 月 日

（あて先）松江市長

委任者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

受任者 住所 _____

氏名 _____

記

1. 土地の所在 （私有地）

松江市

2. 委任の内容

【改正前】

様式第1号（第3条関係）

委任状

私所有の下記の土地に関しては、_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

年 月 日

松江市

松江市長 氏 名 様

委任者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

受任者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

記

1. 土地の所在 _____

松江市

2. 委任の内容

提出日

年 月 日

官民境界確認申請書

（あて先）松江市長

下記申請地と隣接する松江市管理地との境界について、立会調査の上、確認 いただくよう申請いたします。

（太線の枠内を記入_および
□にチェックをしてください。）

申請者
（土地の所有者）

住所

氏名

電話番号

申請手続
の代行者

住所

資格

氏名

電話番号

申請地（登記
記録上の地番）

松江市

上記申請地に
隣接する
松江市管理地

市 道

市道名：

市道以外
の松江市
所有地

町名・地番 町・丁目 番
地 目（ ）
または種類 道路 水路 ため池 その他（ ）

法 定 外
市有財産

道路 水路 ため池 その他（ ）

申請の理由

土地の測量 分 筆 建築確認申請 占用・施行承認申請
開 発 用途廃止申請 農地転用 その他（ ）

参考事項等

添付書類

(1)位置図 (2)案内図 (3)公図の写し
(4)土地登記事項要約書 (5)地積測量図
(6)実測平面図 (7)横断面図 (8)写真 (9)委任状
(10)その他（ ）
※同意書及び境界確定図・確認書は現地立会後に提出

受付印

現地立会日時

年 月 日 時 分

（記載要領は裏面にあります。）

1. 記載要領

・申請者について

官民境界確認の申請者は、原則として申請対象土地の登記記録上の所有者です。申請手続等を委任される場合には、委任範囲を明確にし、委任状を提出して下さい。(官民境界確認申請書と委任状は、同一の印鑑で押印して下さい。)

・参考事項について

現地に境界標識が設置されている、あるいは過去に官民境界確認申請を行った経緯がある等の情報があれば記入して下さい。また、同時に他の官民境界確認申請がある場合には、その対象を記入して下さい。

・添付書類について (チェックリストにチェックを入れて、提出して下さい。)

- (1) 位置図：1/5,000～1/10,000の地図に、申請地を特定できるよう赤枠で囲んで下さい。
- (2) 案内図：1/500～1/1,000の図面に、申請地を特定できるよう赤枠で囲んで下さい。
- (3) 公図の写し：申請地を含む法務局の公図(地図)の写しを添付して下さい(公図番号を記載)。申請地が公図と公図の境目にあるときは、隣接の公図も添付して下さい。
- (4) 土地登記事項要約書：申請地、隣接地、対側地_その他官民境界確認に関する土地全てについての要約書を添付して下さい。
- (5) 地積測量図：申請地や隣接地等、関連する土地の地積測量図を添付して下さい。
- (6) 実測平面図：1/100～1/500程度の縮尺で作成して下さい。
- (7) 横断面図：1/100程度の縮尺で作成して下さい。
- (8) 写真：申請地を含む一帯の写真に、申請地を赤枠で表示して下さい。
- (9) その他：実測図や土地改良図等、官民境界の参考資料がある場合には添付して下さい。

2. 現地立会について

- ・ 申請書受付後、現地立会を行います。立会の日程調整の際に、同意を必要とする範囲(申請地、隣接地、対側地等)について指示しますので、原則として土地の所有者に 出席してもらうようにして下さい。

※ 隣接地等の同意 ①個人の場合：登記名義人、②共有名義の場合：原則として全員の同意(代表者が同意する場合は、委任状を提出)、③法人の場合：代表者、④登記名義人が死亡し、相続登記が未了の場合：原則として相続人全員

3. 官民境界確認図について

- ・ 関係者の現地立会により確定した官民境界線について、交付希望数に1部加えた部数の確認図と同意書を提出して下さい。(同意書と確認図を一括で作成されても構いません。)

また、共有地については、申請者以外の共有者の委任状を添付して下さい。なお、異なる種目(市道・市道以外の市有財産)に対して申請がある場合には、確認図は一括して作成されても構いません。

- ・ 確認図には、復元可能な平面図及び横断面を記載し、必ず筆界及び地番を記入して下さい。

また、境界標(杭・金属プレート等)を設置し、その位置を必ず記入して下さい。図中には、作成者の記名及び押印をして下さい。

- ・ 同意書には、確認図と同じ図面を添付し、指示をした同意の範囲の土地所有者の署名捺印及び図面への割印をして下さい。図面を精査後、証明印を押して1部お返します。

4. 成果物の提出について

- ・ 公共事業に係る工事(側溝改良工事等)については、その成果物(境界測量図、立会写真等)を提出して下さい。

- ・ 参考事項等に成果物の提出予定時期を必ず記載してください。

【改正前】

様式第2号（第4条関係）

		提出日	年	月	日	
官民境界確認証明申請書						
<p><u>松江市長</u> 様</p> <p>下記申請地と隣接する松江市管理地との境界について、立会調査のうえ、確認証明いただくよう申請いたします。</p> <p>(太線の枠内を記入、および□にチェックをしてください。)</p>		申請者 (土地の所有者)	住所			
			氏名	Ⓜ		
			電話番号	— —		
		申請手続 の代行者	住所			
資格						
氏名	Ⓜ					
電話番号	— —					
申請地（登記簿上の地番）	松江市 町 番 丁目					
上記申請地に隣接する松江市管理地	<input type="checkbox"/> 市道	市道名：				
	<input type="checkbox"/> 市道以外の松江市所有地	町名・地番	町・丁目	番		
	<input type="checkbox"/> 法定外市有財産	地目（ ） または種類 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
申請の理由	<input type="checkbox"/> 土地の測量 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 占用・施行承認申請 <input type="checkbox"/> 開発 <input type="checkbox"/> 用途廃止申請 <input type="checkbox"/> 農地転用 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
参考事項等						
添付書類	(1)位置図 (2)案内図 (3)公図の写し (4)土地登記事項要約書 (5)地積測量図 (6)実測平面図 (7)横断面図 (8)写真 (9)委任状 (10)その他（ ） ※同意書及び境界確定図・確認書は現地立会後に提出				受付印	
	現地立会日時	年	月	日	時	分

(記載要領は裏面にあります。)

1. 記載要領

- 申請者について
境界確認の申請者は、原則として申請対象土地の登記簿上の所有者です。申請手続等委任される場合には、委任範囲を明確にし、委任状を提出してください。
- 参考事項等
現地に境界標識が設置されている、あるいは過去に官民境界確認申請を行った経過がある等の情報があれば記入してください。また、同時に他の官民境界確認申請がある場合には、その対象を記入してください。
- 添付書類について
 - 位置図：1/25,000～1/50,000の図面に申請地を特定できるよう赤枠で囲ってください。
 - 案内図：1/100～1/500の図面に、申請地を特定できるよう赤枠で囲ってください。
 - 公図の写し：申請地を含む法務局の公図（地図）の写しを添付してください（公図番号を記載）。申請地が公図と公図の境目にあるときは、隣接の公図も添付してください。
 - 土地登記事項要約書：申請地、隣接地、対側地、その他官民境界確認に関する土地全てについての要約書を添付してください。
 - 地積測量図：申請地や隣接地等、関連する土地の地積測量図を添付してください。
 - 実測平面図：1/100～1/500程度の縮尺で作成してください。
 - 横断面図：1/100程度の縮尺で作成してください。
 - 写真：申請地を含む一帯の写真に、申請地を赤枠で表示してください。
 - その他：実測図や土地改良図等、官民境界の参考資料がある場合には添付してください。

2. 現地立会について

- 申請書受付後、現地立会を行います。立会の日程調整の際に、同意を必要とする範囲（申請地及び隣接地・対側地等）について指示しますので、土地の所有者に必ず出席してもらうようにしてください。
- ※ 隣接地等の同意 ①個人の場合 登記名義人 ②共有名義の場合 原則として全員の同意（代表者が同意する場合は、委任状を提出） ③法人の場合 代表者 ④登記名義人が死亡し、相続登記が未了の場合 原則として相続人全員

3. 官民境界確定図について

- 関係者の現地立会により確定した官民境界線について、**確定図2部と同意書1部**を提出してください（同意書と**確定図**を一括で作成しても構いません）。また、共有地については、申請者以外の共有者の委任状を添付してください。なお、異なる種目（市道・市道以外の市有財産）に対して申請がある場合には、**確定図**は一括して作成されて構いません。
- 確定図**には、復元可能な平面 および横断面を記載し、必ず筆界及び地番を記入してください。また、境界標（杭・金属プレート等）を設置し、その位置を必ず記入してください。図中に作成者氏名の記入及び押印をしてください。
- 同意書には **確定図**と同じ図面を添付し、指示をした同意の範囲の土地所有者の署名・押印および図面への割印をしてください。図面を精査後、証明印を押して1部お返しします。

【改正後】

様式第3号（第6条関係）

官 民 境 界 確 認 書

松江市長 _____ と隣接地所有者との境界について立会した結果、下記のとおり、相互間の官民境界を確認のうえ合意する。

記

1. 土地の所在

(1) 市有地

松江市 町 番____（ ）
丁目

(2) 隣接土地

松江市 町 番_____
丁目

2. 立会期日

年 月 日

3. 境界または境界標の位置および番号

4. その他参考となる事項

5. 添付書類

年 月 日

松江市 町 番地
松江市長 氏 名 印

隣接土地所有者

住所

氏名

印

同 意 書

（あて先） 松江市長

私所有の下記土地と〔 松江市道 市有土地 法定外市有財産〕との筆界については、別紙図面のとおり異議なく同意します。

土地の所在	境界の同意者	立会年月日
		同意年月日
	住所	年 月 日
	氏名 ㊟	年 月 日
	住所	年 月 日
	氏名 ㊟	年 月 日
	住所	年 月 日
	氏名 ㊟	年 月 日
	住所	年 月 日
	氏名 ㊟	年 月 日
	住所	年 月 日
	氏名 ㊟	年 月 日
	住所	年 月 日
	氏名 ㊟	年 月 日
	住所	年 月 日
	氏名 ㊟	年 月 日

※ 記入上の注意

- (1) 必ず自筆で署名してください。
- (2) 登記記録上の土地所有者と署名者が異なる場合には、その理由を明記した説明書を添付してください。
- (3) 本書と図面に割印を押してください。

【改正前】

様式第4号（第8条関係）

同 意 書

- 松江市長 氏 名 様
 法定外公共用財産管理者 松江市
松江市長 氏 名 様

私所有の下記土地と[松江市道 市有土地 法定外市有財産]との筆界については、別紙図面のとおり異議なく同意します。

土地の所在	境界の同意者	立会年月日
		同意年月日
<u>町・丁目</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日
<u>番</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日
<u>町・丁目</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日
<u>番</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日
<u>町・丁目</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日
<u>番</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日
<u>町・丁目</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日
<u>番</u>	住所	年 月 日
	氏名 <input type="checkbox"/>	年 月 日

記入上の注意

- (1) 必ず自筆で署名してください。
- (2) 登記簿上の____所有者と署名者が異なる場合には、その理由を明記した説明書を添付してください。
- (3) 本書と図面に割印を押してください。

附 則

この告示は、令和3年9月3日から施行する。